

○下関市立図書館資料選定基準

施行 令和5年7月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、下関市立図書館資料収集方針第9条の規定に基づき、図書館資料の収集における資料選定の判断基準について必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 図書館資料は、公共図書館の活動に必要不可欠な図書群である基本図書を中心に選定する。なお、基本図書とは、次に掲げるものとする。

- (1) 調査・参考業務に使用する参考図書
- (2) あらゆる分野を対象とする基礎的な図書
- (3) 地域資料

2 市民の日常生活、文化活動に役立つ、実用、教養及び趣味・娯楽関係の貸出し用図書を中心に選定する。

3 調査・参考業務に使用する資料は、実用的なものを選定する。

4 最新の情報を盛り込んだ図書を選定する。一時の流行として多数出版される分野の図書には十分注意する。

5 叢書、全集、選集などの選定に当たっては、編集方針、収録作品、解説などについて十分留意する。

6 間接的な評価として、文学賞をはじめ各種の賞や、団体の行う図書の選定、推薦、書評など社会的な評価も参考にする。

7 逐次・定期刊行物は、計画的かつ継続的に購入する。

8 資料の内容、著者、出版者、装丁及び価格を幅広く総合的に評価して選定する。

(一般図書)

第3条 一般図書の選定は、日本十進分類法の第1次区分表に則り、次に掲げるとおりとする。

- (1) 0類 (総記)

- ア 図書館、読書、出版、博物館等に関するものを幅広く収集する。
- イ 情報科学、コンピュータに関する資料は、基本的な技術書、実用書を中心に選定し、常に最新の情報を提供できるようにする。
- ウ 書誌学、百科事典等は、参考図書との重複に注意する。
- エ 叢書、全集、選集については、主要なものを中心に選定する。

(2) 1類（哲学・宗教）

- ア 哲学、心理学、倫理学、宗教に関する資料は、基本書を中心に体系的に選定する。
- イ 特定の思想、学派、宗教、宗派に偏ることなく公平に選定する。
- ウ 初学者にもわかりやすく書かれた入門書、概説書を中心に選定する。
- エ 研究書、解説書だけでなく、各分野の代表的原典も選定する。

(3) 2類（歴史・地理）

- ア 各分野の基本書を体系的に、一般向けに書かれた歴史読み物から、入門書、啓蒙書、概説書、研究書、史料まで、多様な視点で書かれたものを幅広く選定する。
- イ 特定の歴史観や学説に偏らないよう多様な観点の資料を選定する。
- ウ 伝記は、日本国外の人物を含め幅広く選定する。
- エ 日本・世界各国の地理・地誌は、幅広く選定する。
- オ 地図、旅行書、ガイドブックは、山口県を中心に国内各所をはじめ、外国のものまで幅広く選定し、かつ最新の情報が提供できるように可能な限り新しい版を選定する。

(4) 3類（社会科学）

- ア 各分野の基本書を中心に選定する。
- イ 様々な学説や主張がある分野なので、多様な観点に立つ資料を幅広く選定する。
- ウ 時代性、社会性と深く結びついている分野なので、時事性、話題性のあるものに留意し、新しく生まれる社会的諸問題に関する資料は、積極的に選定する。
- エ 日常生活、実務上に役立つ実用書、実務書は、豊富に選定する。
- オ 入門書、概説書は、常に新鮮なものを選定するように努める。

カ 出版量が多く、様々なものがあるため、内容は奇にてらったものでないか、よく研究されているかを十分に吟味し、注意して選定する。

(5) 4類（自然科学）

ア 進展が著しい分野なので、最新の情報を常に提供できるように留意して選定する。

イ 入門書、概説書を中心に選定し、わかりやすく書かれたものを選定する。

ウ 医学・薬学の分野は、市民の生活における課題を解決できるような解説書を選定し、民間療法や新しい療法、健康法に関する資料は、客観性、科学性を考慮して選定する。

(6) 5類（技術・工学・家政学）

ア 科学技術は、その進展が著しい分野なので、最新の情報を常に提供できるように留意して選定する。

イ 科学技術の最近の動向についてわかりやすく書かれたものや、社会的関心を呼んでいるものを幅広く選定する。

ウ 市民の生活に密接する主題の資料については、実用的で最新の情報が盛り込まれたものを選定する。

エ 家政学・生活科学の分野については、実用性の高いものを選定する。

(7) 6類（産業）

ア 産業社会の最近の動向についてわかりやすく書かれたものや、趣味に役立つ実用書、市民の生活に深く関わる社会問題などについて書かれたものを選定する。

イ 社会科学との関連も考慮しながら、商業、運輸交通、通信事業も幅広く選定する。

(8) 7類（芸術・スポーツ）

ア 市民の教養、趣味・娯楽に役立つよう、鑑賞・研究と製作・実技などの両面にわたるものを選定する。

イ 画集、作品集、写真集などは、基本的なものを中心に幅広く選定する。ただし、極めて高価なものについては、その必要度を十分に検討する。

ウ 趣味とする人が多い分野については、入門書を中心に幅広く選定する。

エ 市民の趣向、流行を踏まえ、新しい分野の情報も迅速に提供できるように留意する。

(9) 8類（言語）

ア 市民の教養、学習、実用に役立つものを選定する。

イ 外国の言語については、一般向けの基礎的資料、旅行、ビジネスなどに役立つ実用的なものを中心に選定し、研究書は一般向けの平易なものを中心に選定する。

(10) 9類（文学）

ア 文学作品は、日本文学、外国文学を問わず、古典から現代まで幅広く選定する。ただし、文章表現が極端なものには注意する。

イ 受賞作品や、話題となっている作品に留意して選定する。

ウ 研究書や解説書は、その評価に留意し、入門書、概説書を中心に選定する。

(児童図書)

第4条 児童図書は、子供が読書によって感性を磨き、知性教養を育めるよう各分野の資料を幅広く選定する。又、子供の発達段階を考慮し、適切な資料提供に努めるものとし、次のことに留意して選定する。

- (1) 著者の意図する読者に適した内容になっているか。
- (2) 子供の知的又は情緒的な経験を広げることのできるもの及び子供の多様な興味やニーズに応えられるものであるか。
- (3) 著者の考えが、読者に伝わる内容になっているか。
- (4) 読者の発達段階に適した表現を用いているか。
- (5) 文章は明確かつ簡潔に書かれているか。
- (6) 漢字、かな使い、ふりがなが適切であるか。
- (7) 写真、絵画は、美術性をそなえているか。
- (8) 紙質、印刷、版型、活字、組版は適切であるか。
- (9) 装丁は適切で、美しく、好ましい印象を与えるか。
- (10) 造本は内容に適したもので、取扱いやすいか。
- (11) 印刷は鮮明で見やすいか。
- (12) 価格は、内容にふさわしく適切であるか。

2 資料種類別ごとの選定については、次のことに留意する。

(1) 絵本

- ア 絵と文が一体化し、調和がとれており、絵がストーリーに沿って無理なく展開している作品を選定する。
- イ 表現が豊かで、子供の想像力・空想力を養うに十分である作品を選定する。
- ウ リズミカルでわかりやすい言葉を使っている作品を選定する。
- エ 評価の定まった絵本作家の作品は、積極的に選定する。
- オ 知育絵本は、正確な知識に基づいて用語やその使い方が正しい作品を選定する。

(2) おはなし

- ア 豊かな想像力を養える作品、子供の視野を広げる作品、好奇心を喚起させる作品を中心に古典から創作まで幅広く選定する。
- イ 創造性、文学性に富み、読みやすい文体で書かれていることに留意する。
- ウ 古典として既に評価を受けている作品については、原文に忠実であり、また、解説が付されていることに留意する。
- エ 翻訳作品については、原文の意味を正確に伝え、日本語として適切な表現であることに留意する。
- オ 評価の定まった作家の作品は、積極的に選定する。

(3) 知識の本

- ア 各分野への興味を引き立てるもの、将来へ向けて子供の視野を広げるものを中心に選定する。
- イ 対象年齢に応じて理解できるように書かれているものを選定する。
- ウ 内容は正確でわかりやすく、索引や目次が必要かつ十分につけられているものを選定する。
- エ 増補、改訂に留意して選定する。
- オ 表現が明りょうで正確な写真、絵、グラフ、図表などにより視覚化し、子供の理解を助けているものを選定する。

(4) 紙芝居

ア 絵本の選定基準に準ずる。

イ 子供たちが喜びを共感でき、楽しむことができるものを選定する。

(5) 学習漫画

ア 難解な内容が、漫画を媒介として比較的容易に理解されるものを選定する。

イ 活字の原典を理解するために補助的なものとして漫画を使用しているものを選定する。この場合において、古典や名作文学作品などを漫画にしたものを含む。

ウ 内容が真実性に富み、学問上の心理や歴史上の事実が歪められておらず、健全で偏らないものを選定する。この場合において、表現の手段としてフィクションを採用しているものは、選定できるものとする。

オ 絵の表現が健全なものを選定する。

(ヤングアダルト図書)

第5条 ヤングアダルトを児童から成人への成長過程ととらえ、おおむね13歳から18歳の青少年に焦点を当て、この世代が日常生活、学校生活、社会生活の中で自ら考え行動するうえで参考となる資料や、様々な興味・関心に応えられる資料を各主題にわたり幅広く選定する。

(漫画作品)

第6条 個々の作品としての漫画の選定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定評のある作品や、特に優れた内容のものを厳選する。

(2) 暴力的、性的、差別的、反社会的な表現がある作品は、その表現が単なる娯楽を目的して描かれていないか注意して選定する。

(参考図書)

第7条 参考図書の選定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市民の調査・研究に役立つ資料及び参考業務に役立つ資料を選定する。

(2) 記事の配列又は扱い方が通読するようになっていたものではなく、求める知識・情報が調べやすく編集されているものを選定する。

(3) 目次、索引、参考文献などが整えられたものを選定する。

(4) 最新の情報を提供できるように、改訂等に留意する。

(逐次刊行物)

第8条 逐次刊行物の選定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 雑誌 市民の暮らしや娯楽に役立つもの及び調査・研究に役立つものを幅広く選定し、欠号が生じないようにする。

(2) 新聞 主要な日刊紙を中心に各種選定し、欠号が生じないようにする。

(官公庁出版物)

第9条 官公庁出版物の選定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 中央官庁、山口県が発行した出版物は、主要なものを選定する。

(2) その他の公的機関の出版物は、可能な範囲で選定する。

(地域資料)

第10条 地域資料の選定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 下関市及び山口県に関するものを選定する。

(2) 内容に下関市及び山口県に関する記述があるものを選定する。

(3) 著者、出版者が下関市及び山口県に係るものを選定する。

(視聴覚資料)

第11条 視聴覚資料は、図書館が所在する地域の実情を考慮しながら、音楽史、映画史などで、重要であると評価されている作品及び作品として評価の高いものを選定する。

(視覚障害者資料)

第12条 視覚障害者資料は、図書館資料をそのままでは利用することが困難な者が利用しやすい形として提供できるように、点訳資料、音訳資料、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を認識することができる資料を幅広く選定する。

(電子資料)

第13条 電子資料は、電子書籍の特性を活かし、立体的な情報を表示することができるもの、資料に記載された情報の音を再現することができるなど、紙媒体の資料に付加的な情報を伴うもの及び音声による読み上げ機能、文字の拡大や文字・背景色を変更する機能など、バリアフリーに対応した機能を有するものを積極的に選定する。

2 個々の資料の選定は、第3条から第10条までの規定に準ずる。

(館別選定基準)

第14条 この基準に定めるもののほか、各図書館における個別の選定基準は、各図書館長が別に定める。

(寄贈資料)

第15条 寄贈資料の受入基準については、この基準に準ずる。

(その他)

第16条 この基準の実施に必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和5年7月1日から施行する。